

## 医療機関等向けポータルサイトにアカウント未登録の方は登録をお願いします

- 令和4年7月3日時点でアカウント未登録の方には、令和4年8月10日以降、厚生労働省・支払基金よりポータルサイトアカウント情報を郵送しています。
- 郵送物をご確認いただき、まずはポータルサイトアカウント本登録をお願いします。なお、既に本登録をお済みの場合は、ご容赦ください。
- 郵送物を紛失された方はオンライン資格確認等コールセンター（下記に記載）までお問い合わせいただくか、医療機関向けポータルサイトから再発行申請のお手続きをお願いいたします。

(<https://shinsei.iryohokenjyoho-portal.jp/pc/enquete/reissue/>)



## 顔認証付きカードリーダーを

お申し込みいただくことなどで補助金上限が増額！  
是非お早めに顔認証付きカードリーダーをお申し込みください

- 令和5年4月からのオンライン資格確認システムの導入、原則義務化に間に合うように準備をお願いします。
- オンライン資格確認導入期限は「令和5年3月31日」、補助金申請期限は「令和5年6月30日」までとなります。

計画的な導入のため是非早期の顔認証付きカードリーダーのお申し込みをお願いします。



顔認証付きカードリーダーは、5種類からお選びいただけます

※お使いのレセコンに対応した機種をご確認ください

顔認証付きカードリーダーの機種・概要はこちらからアクセス ▼



## オンライン資格確認導入に関する

手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

### ポータルサイトでできること

・オンライン資格確認利用申請

・補助金申請

・『準備作業の手引き』等ダウンロード

※対応システムベンダの一覧も掲載しています

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ [contact@iryohokenjyoho-portal.jp](mailto:contact@iryohokenjyoho-portal.jp)

☎ 0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00  
（いずれも祝日を除く） 土 8：00～16：00

オンライン資格確認の原則義務化に向けた  
ライブ配信の動画も公開中！

AIチャットボットの「シカク」です。  
24時間いつでも  
疑問に答えます！



AIチャットボット  
「シカクくん」



医療機関ポータル

検索

顔認証付きカードリーダー

未申し込みの医療機関・薬局の皆様へ

令和4年10月

# オンライン資格確認は 令和5年4月から 原則義務化となります

運用開始に向け、早期にカードリーダーのお申し込みを！  
上限増額中の補助金をお受け取りいただくために、  
是非お早めにカードリーダーをお申し込みください。

詳しくは中面をご覧ください。



Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金  
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# オンライン資格確認は、安心・安全で質の高い医療を提供していく データヘルス/医療DXの基盤となる仕組みです



## オンライン資格確認の導入で

- ・受付における患者の資格情報の有効性がその場で確認でき、資格過誤請求や手入力による手間等の事務コストが削減
- ・マイナンバーカードを用いた本人確認、患者からの同意を得ることで、過去の薬剤情報/特定健診情報/診療情報（処置のうち人工腎臓・持続緩徐式血液濾過・腹膜灌流 等）の確認が可能に！



## さらに今後、用途が広がっていきます

- ・電子処方箋の導入で 薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能に！
- ・「全国医療情報プラットフォーム」（※）を創設予定

※オンライン資格確認のネットワークを拡充し予防接種、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム

## 令和5年4月より原則義務化となるオンライン資格確認システムの導入に向けて 是非お早めに顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただきますようお願いいたします

### オンライン資格確認の原則義務化について 必ず、年度内にご対応いただくようお願いします

- ▶ 療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格確認を導入することが原則として義務付けられます。
- ▶ 原則義務化に向け、年度末にかけて導入加速が予想されます。  
**是非お早めに**システム事業者にご相談いただきととも、**顔認証付きカードリーダーをお申し込み**いただき、導入予定、運用開始日の調整をお願いします。（顔認証付きカードリーダーの概要については、裏面をご確認ください）

※現在、紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局については、オンライン資格確認導入の義務化の対象外となります。

### 令和4年10月からオンライン資格確認に関する診療報酬が見直しされます

新たな加算では、診療情報を活用した質の高い診療の実施体制を評価し、またオンライン資格確認等システムを通じて情報取得した場合には、取得が効率化される点を考慮して患者負担が小さくなる仕組みとなります。

※新たな加算の算定においても、オンライン請求を行っていることが算定の要件となります。

### 顔認証付きカードリーダーの お申し込みにより補助金の上限額が増額となります

令和4年6月7日以降から顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただいた方が対象です（下表【B】）。令和5年3月末までに、オンライン資格確認システムが導入完了となる必要があります。

	補助上限額の区分	病院			大型チェーン薬局	診療所/薬局 (大型チェーン薬局以外)
	顔認証付きカードリーダー提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
システム改修費用等の補助対象(※)	【A】 増額前の補助上限額	1台導入の場合 <b>105万円</b> 事業額の210.1万円を上限に、その1/2を補助	2台導入の場合 <b>100.1万円</b> 事業額の200.2万円を上限に、その1/2を補助	3台導入の場合 <b>95.1万円</b> 事業額の190.3万円を上限に、その1/2を補助	<b>21.4万円</b> 事業額の42.9万円を上限に、その1/2を補助	<b>32.1万円</b> 事業額の42.9万円を上限に、その3/4を補助
	【B】 増額後の補助上限額	<b>210.1万円</b> 事業額の420.2万円を上限に、その1/2を補助	<b>200.2万円</b> 事業額の400.4万円を上限に、その1/2を補助	<b>190.3万円</b> 事業額の380.6万円を上限に、その1/2を補助	同上	事業額の <b>42.9万円</b> を上限に <b>実費補助</b>

※ システム改修費用等の補助対象：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等（消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額）